

令和4年6月10日

各幼稚園長
各小・中・高等学校長
広島中等教育学校長
広島特別支援学校長

様

学校教育部長

夏季における児童生徒のマスクの着用について（通知）

各地の学校で熱中症により多くの児童生徒が救急搬送される事案が複数件確認されており、今後更に気温や湿度、暑さ指数が高くなることを見込まれる中で非常に憂慮すべき事態となっています。

こうした中、特に熱中症のリスクが高くなる夏季におけるマスクの着用の考え方について、改めて別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

については、令和4年5月26日付け学校教育部長通知「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更及び学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（通知）」の内容から変更ありませんが、マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項のポイントについて確認の上、改めて児童生徒等への指導をお願いします。

なお、指導を行う際には、下記の点に留意するとともに、別紙（裏面にリーフレットを印刷）により保護者へ通知し、感染拡大防止及び熱中症事故防止に努めてください。

記

- 各学校においては、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、リーフレットを教室に掲示するなどして児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求めること。
 - マスクの着用が不要な場面の例として、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時を取り上げており、これらの場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること。
 - その上で、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には常時換気など換気を徹底する、運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取ること。
- ※ 様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮が必要となりますが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じることが不可欠となります。

【担当】 健康教育課：山根指導主事（504-2491）
指導第一課：大下主任指導主事（504-2486）
指導第二課：江島指導主事（504-2487）
佐々木指導主事（504-2704）
特別支援教育課：生駒指導主事（504-2494）